

地域の皆さんのお役に立ちます

シルバー人材センター

会員になって、生きがいや仲間を見つけませんか

長年培った知識や技術を生かして地域に貢献したい方、健康のために体を動かしたい方の入会をお待ちしています。

- ▶ **対象** 市内在住の健康で働く意欲のある60歳以上の方
- ▶ **入会説明会** 毎月第3木曜日午前10時からシルバー人材センター(旭町13-24)で行っています。

その仕事シルバー人材センターにお任せください

【仕事例】刃物研ぎ、植木の剪定、除草作業、屋内外の掃除、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、塗装、毛筆筆耕、植木の散水作業など

- ▶ **その他** 同センターでは、旅行やサークル団体活動なども行っています。

▶ 問い合わせ

同センター ☎556-5221



行田市老人クラブ連合会の愛称が「浮城シニアクラブ」に決定

行田市老人クラブ連合会の愛称について募集したところ、市内外より109点の応募がありました。

このほど理事会で検討し、定時総会にて次のとおり決定しました。

賞	愛称	考案者
最優秀賞	浮城シニアクラブ	長谷川昌夫さん(行田市)
優秀賞	うきしろ会	藤原正宜さん(加須市)
	友愛クラブ	江川ミネさん(行田市)
遠方投稿賞	ねんりん倶楽部	朝倉 修さん(札幌市)

今回、愛称が決定したことにより、クラブの事業内容などをさらに充実させ、多くの方に親しみや興味を持っていただけるようなクラブにしていきたいと思います。

浮城シニアクラブで一緒に活動してみませんか

浮城シニアクラブでは、仲間づくりをはじめ、健康づくりや奉仕活動などさまざまな活動を行っています。興味を持った方や新しくクラブの設立を考えている方は、同クラブ連合会事務局まで問い合わせください。

- ▶ **クラブ加入要件** おおむね60歳以上の方
※近くのクラブを紹介します。
- ▶ **クラブ設立要件** おおむね60歳以上の方で会員が30人以上の場合、新規クラブの設立が可能です。
- ▶ **補助金額** 36,000円～48,300円(平成24年度)
※会員数に応じて異なります。

- ▶ **問い合わせ** 同クラブ連合会事務局(高齢者福祉課内・内線223)



くらしの110番

医療への貢献をうたった投資トラブル

【事例1】

「インフルエンザの薬が市販されることになったので、開発している会社に投資しませんか」と電話がかかってきた。後で高く売れるというので100万円投資したが、送られてくるはずの証券が届かない。不安に思い業者に電話したが連絡がつかない。(男性 60歳代)

【事例2】

「病院へ投資しませんか」と電話があり、人の良さそうな青年が自宅に説明に来た。医療機関債を300万円購入すれば、毎月1万円の配当があるという。「病院には日ごろお世話になっているし、知らない病院だけ人ごとではない」と思い、その場で300万円を手渡した。3カ月間は順調に支払われていた配当が、4カ月目から途絶えてしまった。(女性 70歳代)

医療法人などに投資をしたものの、「配当が支払われなくなった」「連絡がつかなくなった」といったトラブルが高齢者を中心に増えています。勧誘の際に、健康に不安を抱えがちな高齢者に医療への貢献をうたって「人ごとではないから協力しよう」と購買意欲をあおったり、「安全で高金利、絶対にもうかります」などと虚偽の説明が行わ

れたりするケースも多く見られます。

また、勧誘方法の問題以前に、製薬会社や医療機関をかたった詐欺の可能性もあります。その場合、返金を求めても連絡を取ることは大変困難です。

アドバイス

①医療機関債は、医療法人が借り手となる金銭消費貸借契約であると考えられます。有価証券ではないので、換金性が非常に乏しく、医療機関が破産した場合は全損の恐れもあります。「絶対にもうかる」などといった業者の話をうのみにしないでください。

②リスクや契約内容が理解できなければ絶対に契約しないでください。つじつまが合わず信用性が疑わしいケースは、詐欺の可能性もあります。③数回の配当の支払いがあったとしても、信用させるための手口であったことも考えられます。支払いがあったことを信用して、さらに増資することは避けてください。

▼ **問い合わせ** 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999

下水道事業受益者負担金 をお支払いの方へ

第1期納期限 8月27日(月)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▼問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303(前合111・水道庁舎内)

機能回復訓練プールの 水抜き清掃を行います

総合福祉会館「やすらぎの里」機能回復訓練プールの水抜き清掃を行うため、8月10日(金)から14日(火)の間はプールの利用ができません。

なお、機能回復訓練室は通常どおり利用できます。

▼問い合わせ 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400



子育てを応援します

制度の利用に際しては、それぞれ所得制限がありますのでご注意ください。

児童扶養手当

次のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、養育者に、子どもが18歳(子どもが政令で定める障害があるときは20歳)になった年度末まで支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
 - ・ 父または母が死亡した子ども
 - ・ 父または母に一定の障害がある子ども
 - ・ 父または母の生死が明らかでない子ども
 - ・ 父または母に1年以上遺棄されている子ども
 - ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
 - ・ 母が婚姻によらず妊娠した子ども
- ※婚姻には、婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合(内縁関係など)を含みます。

次のような場合には受けられません

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
 - ・ 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
 - ・ 申請する方が公的年金を受けられるとき
 - ・ 子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けられるとき
 - ・ 子どもが父または母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき
- ※障害年金の子どもの加算については、子どもの加算額を児童扶養手当額が上回る場合、児童扶養手当を選択して受給できるようになりました。詳しくは、子育て支援課まで問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費支給

ひとり親家庭などで子どもを育てている方(養育者を含む)と子どもに対し、医療費の一部が支給される制度です。申請を受け付けた日から支給の対象になります。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

次のような場合は受けられません

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
- ・ 子どもが障害による公的年金を受けられるとき
- ・ 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき

ひとり親家庭等児童養育手当

父もしくは母または父母の双方が欠けている義務教育就学中の次のいずれかに該当する子どもを養育している方に支給される手当です。申請を受け付けた月から手当の対象になります。

- ・ 父もしくは母または父母の双方が死亡した子ども
- ・ 父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消した子ども
- ・ 母が婚姻によらず出産した子ども

次のような場合は受けられません

- ・ 生活保護を受けている世帯の保護者
- ・ 現年度(4月分から7月分の手当については前年度)の市町村民税の所得割が課税されている保護者

▶問い合わせ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等児童養育手当については子育て支援課子育て支援担当(内線262)または子育て総合支援窓口 ☎556-2011、ひとり親家庭等医療費支給については保険年金課医療担当(内線226・227)